

[illegible]

検査項目	単位	検査結果	分析法
塩化物イオン	mg/l	4.9	JIS K 0102-2 6.3
電気伝導率	mS/m	37.2	JIS K 0102-1 13
－ 以下 余 白 －			
備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋		

検査項目	単位	検査結果	分析法
塩化物イオン	mg/l	5.4	JIS K 0102-2 6.3
電気伝導率	mS/m	36.3	JIS K 0102-1 13
－ 以下 余 白 －			
備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋 		



計量証明書

No. A2500713-005 1/2

令和7年7月2日

計量証明事業所登録番号 環境第14号

飯山陸送 株式会社 様

長野県長野市アークス13番11号

一般社団法人長野市薬剤師会

ご依頼の検査の結果について、次の通り報告します。

会長 原 澄

依頼者	長野県中野市大字豊津5015 飯山陸送 株式会社		
受付年月日	令和7年6月20日	種別	地下水
採取年月日	令和7年6月20日	採取時刻	10時01分
天候	前日 晴 当日 晴	採取時の温度	気温 28.9 °C 水温 15.2 °C
採取場所	飯山陸送 株式会社 裕第二最終処分場 No.1 (管理型下流)観測井戸		
採取者	浅野 勇人 (所属) 飯山陸送 株式会社		

検査項目	単位	検査結果	分析法
カドミウム	mg/l	0.0003未満	JIS K 0102-3 14.4、14.5
全シアン	mg/l	0.1未満	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.4
鉛	mg/l	0.005未満	JIS K 0102-3 13.4、13.5
六価クロム	mg/l	0.01未満	JIS K 0102-3 24.3.5、24.3.6
砒素	mg/l	0.005未満	JIS K 0102-3 20.5
総水銀	mg/l	0.0005未満	公共用水域告示付表2
アルキル水銀	mg/l	0.0005未満	公共用水域告示付表3
PCB	mg/l	0.0005未満	公共用水域告示付表4
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	JIS K 0125の5.2
四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	JIS K 0125の5.2
クロロエチレン	mg/l	0.0002未満	環境庁告示第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	JIS K 0125の5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.01未満	JIS K 0125の5.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	JIS K 0125の5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	JIS K 0125の5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	JIS K 0125の5.2
トリクロロエチレン	mg/l	0.001未満	JIS K 0125の5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	JIS K 0125の5.2
備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。 ※省令等で基準に「検出されないこと」とあるのは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋		



計量証明書

No. A2500713-005 2/2

令和7年7月2日

計量証明事業所登録番号 環境第14号

飯山陸送 株式会社 様

長野県長野市アークス13番11号

一般社団法人長野市薬剤師会

ご依頼の検査の結果について、次の通り報告します。

会長 原 澄

依頼者	長野県中野市大字豊津5015 飯山陸送 株式会社		
受付年月日	令和7年6月20日	種別	地下水
採取年月日	令和7年6月20日	採取時刻	10時01分
天候	前日 晴 当日 晴	採取時の温度	気温 28.9 ℃ 水温 15.2 ℃
採取場所	飯山陸送 株式会社 砒第二最終処分場 No.1 (管理型下流) 観測井戸		
採取者	浅野 勇人 (所属) 飯山陸送 株式会社		

検査項目	単位	検査結果	分析法
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	JIS K 0125の5.2
チウラム	mg/l	0.0006未満	公共用水域告示付表5
シマジン	mg/l	0.0003未満	公共用水域告示付表6の第1
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	公共用水域告示付表6の第1
ベンゼン	mg/l	0.001未満	JIS K 0125の5.2
セレン	mg/l	0.002未満	JIS K 0102-3 26.3、26.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.04	JIS K 0102-2 15.8及び14.4
ふっ素	mg/l	0.26	公共用水域告示付表7
ほう素	mg/l	0.02未満	JIS K 0102-3 5.5、5.6
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	公共用水域告示付表8
塩化物イオン	mg/l	4.8	JIS K 0102-2 6.3
電気伝導率	mS/m	38.5	JIS K 0102-1 13
ー 以下 余 白 ー			
備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。 ※省令等で基準に「検出されないこと」とあるのは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋		



検査項目	単位	検査結果	分析法
塩化物イオン	mg/l	5.1	JIS K 0102-2 6.3
電気伝導率	mS/m	37.5	JIS K 0102-1 13
－ 以下 余 白 －			
備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。		
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター		
検査責任者	環境計量士 北村 晋		

[illegible]

[illegible]

備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター
検査責任者	環境計量士 北村 晋 

備考	電気伝導率については、計量法第107条の対象外である。
検査機関	一般社団法人長野市薬剤師会 検査センター
検査責任者	環境計量士 北村 晋